

“1130” 県民運動ライフスポーツ推進事業（機会提供）実施要領

平成27年4月1日
スポーツ振興課

1 事業目的

市町村スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、宮崎県レクリエーション協会等（以下、「団体」という。）が実施する日頃、運動・スポーツをする機会の少ない人を対象としたイベントやスポーツ・レクリエーション活動等に対し、補助を行う。

2 補助対象事業及び補助額

(1) サテライト型

- ・ 団体が子ども会や婦人会、高齢者クラブ、PTA活動場面等に指導者を派遣し、運動の実践指導やスポーツイベントの紹介、案内等を行い、啓発を図る。
- ・ 1団体あたり、30人程度の活動場面への年間5か所以上の指導者派遣（20か所まで）
- ・ 最低5か所で16,000円程度、上限62,000円

(2) イベント型

- ・ 団体が、地域の日頃、運動・スポーツをしない人を巻き込んだウォーキング大会やニュースポーツ体験などのイベント等を開催する。
- ・ 1団体あたり、年1回以上、100人以上のイベント（年2回まで）
- ・ 1イベントあたり103,000円上限
※申請数が多い場合は、1イベントあたりの補助金が減額となる場合もある。

(3) 継続型

- ・ 団体が週1回程度、継続して健康教室やニュースポーツ教室等を開催する。
- ・ 1団体あたり、20人程度の教室を週1回程度、3か月程度（2教室まで）
- ・ 1教室あたり51,000円、上限102,000円

※子育て世代の参加を促すために、できるだけ託児を行えるようにすること。
託児協力者への旅費、謝金(3000円)

3 補助対象経費

本事業を実施するために必要な経費で、次にあげる経費を対象にする。（詳細は「別表」とおりとする。）

- (1) 旅費 (2) 報償費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 賃借料

4 執行方法

概算払による。

5 補助対象団体

市町村スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、県レクリエーション協会等

6 実施方法

- (1) 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書に、補助対象事業のメニューごとの事業計画書及び収支予算書を添付し、申請する。
- (2) 事業終了後速やかに事業報告書及び収支決算書、参考資料を提出する。
- (3) 事業への参加者にアンケートをとり、事業改善に生かす。アンケートは各団体で集計をし、集計結果を事業報告書等とともに提出する。
- (4) 各団体は「1130体操」を習得し、活動時には必ず「1130体操」を実施する。

7 その他

補助の相手先は、事業内容等に変更が生じた場合は直ちに報告を行うこと。

【別 表】

1 対象経費

この補助金に係る対象項目及び用途については、下記のとおりとする。

| 事業 | 項 目 | 使 途 区 分 |
|------------------|-------|--|
| 機 会 提 供 | 旅 費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや健康教室等の開催に伴う講師の旅費及び宿泊費 ・ 指導者・スタッフ・託児協力者の旅費 ※ 旅費は交通費（公共交通機関での実費相当額）に雑費（県外 1,100 円、県内 200 円）を加えた額以内とする。 ※ 相乗りなどにより交通費を必要としない場合は、雑費のみとする。 |
| | 報 償 費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや健康教室等の開催に伴う講師謝金 ・ 託児協力者への謝金 ※ 講師謝金は県外講師 1 回 10,000 円、県内講師 1 回 5,000 円程度とする。 ※ 指導者への謝金は、団体負担金から支出すること。 |
| | 需 用 費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや健康教室等の開催等に伴う消耗品費、事務用品費、印刷製本費 ※ 事業で使用する消耗品は 1 品の単価が 2 万円未満とし、この事業で使用するものとする。 |
| | 役 務 費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料、通信運搬費、振込手数料 |
| | 賃 借 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料、競技用器具使用料 |

2 この取扱要領は、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。